

# 食育推進基本計画と食の安全に関する リスクコミュニケーションについて

食品安全委員会委員 坂本元子

2006.6.5

食品に関するリスクコミュニケーション（東京）  
ーリスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるかー





## 食育推進計画とはどんなもの？

- 食育基本法に基づき、設置された「食育推進会議」によって、平成18年3月31日、食育推進に関する施策を効率的に推進するため決定されました。
- 基本計画には、食育推進に関する基本的な方針や目標が盛り込まれています。



そもそも食育ってなあに？  
どんな定義？

- 生きる上での基本・・・知育、徳育及び体育の基礎となるもので
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができ人間を育てることと「食育基本法」の中では定義されています。

3



## では、基となる食育基本法って？

- 平成17年6月10日に第162回国会で成立、同年7月15日から施行されました。
- 国民が生涯にわたって健全な心身、豊かな人間性を育むことを目的としています。



どうして今、食育が必要なん  
でしょうか？

例えば、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食料のグローバル化、また、伝統的な食文化の喪失などが問題となっています。教育と言っても、全ての世代で考えていく課題だと考えられます。

4

## 食品の安全性を取り巻く状況の変化

### 1. 国民の食生活を取り巻く状況の変化

- ・食品流通の広域化、国際化の進展 (平成15年7月)
- ・新たな危害要因の出現(0157、異常プリオン等)
- ・遺伝子組換え等の新たな技術の開発や分析技術の向上

### 2. 食の安全を脅かす事件の頻発

- ・国内初のBSE(牛海綿状脳症)の発生(平成13年9月)
- ・輸入野菜における農薬の残留や国内における無登録農薬の使用等

### 3. 食の安全に関する国際的動向

- ・リスクの存在を前提に、これを科学的に評価し、管理すべきとの考え方(リスク分析手法)が一般化



食品安全基本法の制定  
食品安全委員会の設置

平成15年7月

5

## 食育基本法の要点



- 未来に羽ばたく子どもの健全な心と体を培う
- 国民が心身の健康を生涯にわたって培う
- 豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるために「食」は何よりも重要である
- 「食育」を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づける食の課題は、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、「食」の安全、食の海外への依存、など多様である
- 豊かな食文化の喪失、都市と農村の共生・対流の喪失、食料自給率の低下の回復を目指す
- 家庭・学校・保育所・地域等を中心に国民運動として食育の推進に取り組む

6

## 国レベルの食の教育

### 今後の食育の展開方向

「食の安全・安心」を明確化するとともに、食生活の改善と一体となった「食育」推進活動を展開

#### 食の安全・安心に関する普及・啓発

食品に関するリスクをどのように予防するか等の基本的知識の育成  
リスクコミュニケーションの推進  
一人一人の食品の選び方や組み合わせ方を選択できる能力の育成  
農業、食材や食文化等についての知識の育成  
生産者と消費者の顔の見える関係の構築

#### 食生活改善に関する普及・啓発

～食生活指針を中心とした取組～  
栄養バランスの適正化  
生活習慣病の抑制  
食生活の改善の向上  
食料資源の有効利用の促進

食育推進ボランティアによる活動、食品産業の見学等を通じた食の安全についての理解促進、地域食材を活かした学校教育による食育の実践等

#### 食生活改善に関する普及・啓発

#### 食の安全・安心に関する普及・啓発

全国レベル

地域レベル

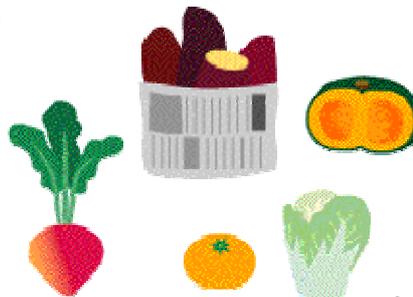
7

## 食育推進基本計画の策定

食育推進会議(会長:内閣総理大臣)が策定  
(閣僚13名、有識者12名)

### 食育推進基本計画検討会

食育担当大臣(座長)  
食品安全担当大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
有識者 19名



8

## 食育推進基本計画の概要



- ・我が国の食の現状を危機的な状況と認識
- ・平成18～22年度 国民運動として取組み
- ・家庭、学校、保育所、地域での取組みを推進
- ・生産、消費の交流、食文化の継承の推進
- ・安全性、栄養その他の情報提供、国際交流の推進
- ・都道府県等による推進計画の策定の働きかけ



9



## 9つの定量的目標(1)



- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加  
(70% 90%以上)
- (2)朝食を欠食する国民の割合の減少  
(小学生4% 0%)  
(20歳代男性30%、30歳代男性23% 15%以下)
- (3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加  
(21% 30%以上)
- (4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加  
(60%以上)



10



## 9つの定量的目標(2)



- (5) 内臓脂肪症候群を認知している国民の割合の増加  
(80%以上)
- (6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加  
(現状値の20%以上増加)
- (7) 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加  
(60%以上)
- (8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加  
(60%以上)
- (9) 推進計画を作成・実施している都道府県・市町村の割合  
(都道府県100%、市町村50%以上)

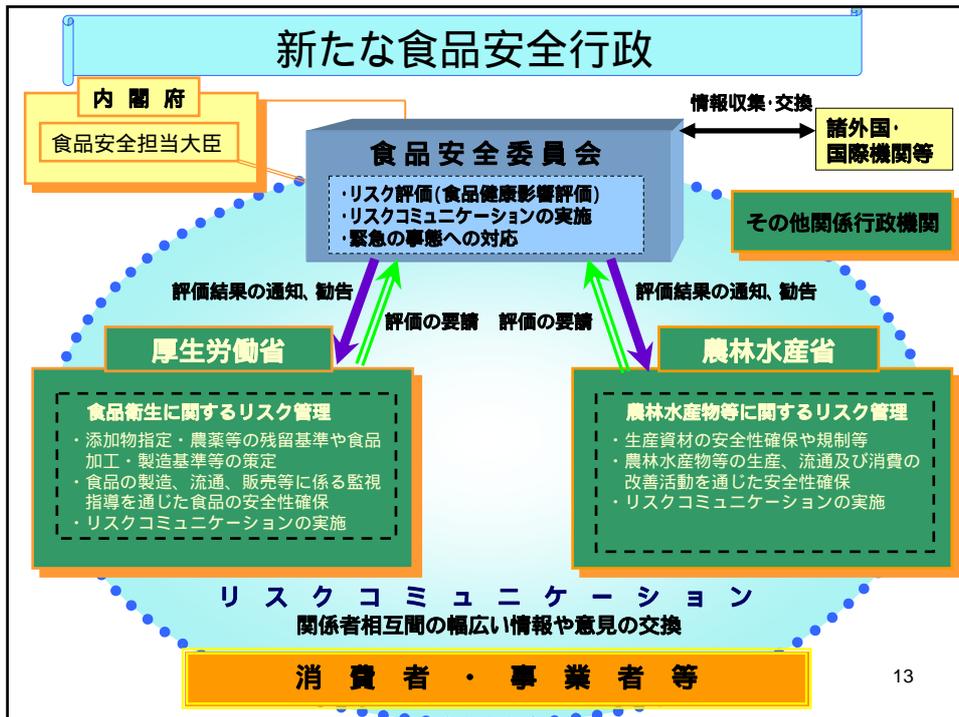


11

## 食品のリスク分析とは？

- ハザード** 健康に悪影響をもたらす  
危害要因
- リスク** 健康への悪影響が生ずる確率と  
影響の程度
- リスク分析** 健康への悪影響の発生を防止  
または抑制する科学的手法

12



## 食品健康影響評価の例(農薬)

= リスク管理機関から評価依頼を受けた場合 =

- 1 実験動物等を用いた毒性試験結果の検討

**毒性試験**：急性毒性試験、発がん性試験等

無毒性量<NOAEL>の設定  
毒性試験の結果に基づき定められる有害作用を示さない物質の最大量
- 2 一日摂取許容量(ADI)の設定

**ADI** (Acceptable Daily Intake) 単位: mg / kg体重 / 日  
認められるような健康上のリスクを伴わずに、人が生涯にわたって毎日摂取することができる体重1kgあたりの量

1日摂取許容量(ADI) = 無毒性量 / 安全係数  
安全係数: 種差・個人差を考慮するための数値、通常は100
- 3 想定される摂取量がADIを超えないように**使用基準を設定**  
農薬の有効性についての評価が別途必要

例: アセキノシル(殺虫剤)の残留基準: ナスの場合には、1ppm

食品健康影響評価

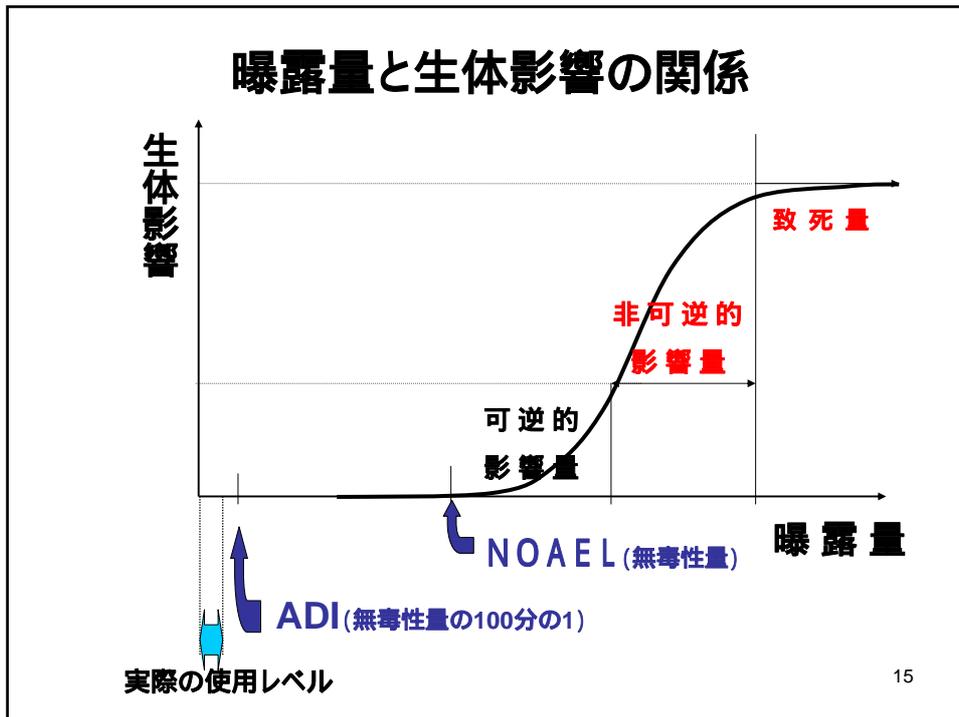
**食品安全委員会**

---

リスク管理機関

政策の実施

決定

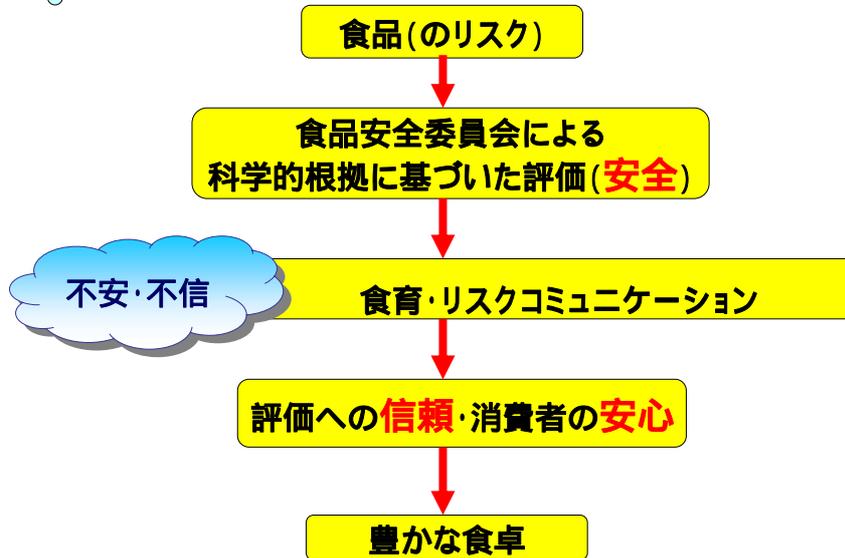


### 食品健康影響評価(リスク評価)の審議状況

区分	要請件数 (自ら評価も含む)	評価終了件数
添加物	68	37
農薬(清涼飲料水含む)	160	34
動物用医薬品	110	67
化学物質・汚染物質(清涼飲料水含む)	50	1
微生物・ウイルス	4	3
プリオン	11	10
遺伝子組換え食品等	43	32
新開発食品等	59	44
その他	17	15
合計	522	243

16  
平成18年5月17日現在

## 安全と安心の距離



17



## リスクコミュニケーションと食育 はどんな関係があるの？

- リスクコミュニケーションとはどんな食品にも食べ方や量によっては多少のリスクのあること( **ゼロリスク**)を前提に、科学に基づいて費用や効果も考え、科学的な対処法等について広報し、意見を交換し、協力することをいいます。
- 食品のリスクに関する**情報提供**や**意見交換**も食育です。
- 食品安全委員会の取り組む食育として、食品健康影響評価の手法や内容等に関する情報の提供(「ウェブ」「食の安全ダイアル」「季報等パンフレット」「委員等による講演」等)及び意見交換(意見交換会等)の促進を行っています。

18

## リスクコミュニケーション (～2006年4月30日現在)

- ◆ 委員会の原則公開、配布資料及び議事録等のホームページへの掲載
- ◆ 食品健康影響評価等に対する国民からのご意見、情報の募集: 128回
- ◆ 食品安全モニター会議: 27回
- ◆ 意見交換会: 231回(関係省・自治体等と連携)
- ◆ 消費者団体、食品関連事業者、地方公共団体等と委員との意見交換: 22回
- ◆ リスクコミュニケーション担当者会議の実施: 毎月2回程度
- ◆ ホームページ、パンフレット、季刊誌「食品安全」
- ◆ 食の安全ダイヤル TEL: 03 - 5251 - 9220・9221
- ◆ 食品安全総合情報システム(データベース)の充実

19

## (1)食育とリスクコミュニケーション

食品安全委員会のやっているリスクコミュニケーションの

### 1. 主な手段は「意見交換会」

膨大なリソースが必要

出席者の固定化(?)

プレスも意見交換会に注目しがち

意見交換会: 231回  
(関係省・自治体等との連携含む)

【平成18年4月末日現在】

20

## (2)リスク評価過程での リスクコミュニケーションの問題点

- 評価者が伝えたい情報と消費者が得たい情報は異なる！
- 専門調査会の調査審議の公開は本当に適切か？
- 消費者、事業者はどのようにリスク評価のリスクコミュニケーションに関わることができるか？

21

## (3)関係者間におけるリスク評価についての リスクコミュニケーションに関する温度差！



評価者/科学者

どのように評価したか「正確に」「詳細に」伝えることが一番大切じゃ！

正確性



コミュニケーター

科学的リスク評価を「迅速に」「わかりやすく」伝えることは難しいなあ…

迅速・わかりやすく



消費者

もっと「わかりやすく」「迅速に」当然「正確」で「参加可能な」リスコミをするべきだわ！

わかりやすく・迅速・正確・参加しやすい

## (4) 改善の方向

- 対象となる関係者を絞ったリスクコミュニケーションの実施
- 意見交換会以外の手法の改良
- ホームページのさらなる充実
- 人材育成(コミュニケーター、ファシリテーター)

食育としてのリスクコミュニケーションの手法を  
考えていくことが必要！



23

## 内閣府食品安全委員会

### 「食の安全ダイヤル」

TEL 03 - 5251 - 9220・9221

月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く） 10:00～17:00

食品の安全性についてのご質問  
やご意見等についてはこちらへ



ホームページ：<http://www.fsc.go.jp/>

24